

第 1 次計画の取組評価から見えてきた課題等

- 地域連携ネットワーク構築（施策 1）と中核機関の整備（施策 2）については、地域あんしんセンターと市（福祉総務課・高齢福祉課・障害福祉課）の連携等により、おおむね達成できた。
- 広報機能（施策 3－1）については、講演会等の開催やリーフレット等の作成などを行い、一定の成果はあった。第 2 次計画でも、制度等の周知啓発に引き続き取り組んでいく。
- 相談機能（施策 3－2）については、あんしんセンターを軸に地域包括支援センターとも連携し、相談機能向上に取り組み、相談件数も増加傾向である。第 2 次計画でも引き続き取り組んでいく。
- 利用促進機能（施策 3－3）については、「権利擁護支援検討会議」を開催し、申立支援に係る専門職からの助言をいただき、受任調整を行った。市民後見人養成講座による市民後見人育成を行った。社会福祉協議会による法人後見も 14 件（令和 5 年度末現在）行っている。また、必要に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援を行った。第 2 次計画でもこれらは引き続き取り組んでいくが、その中でも市民後見人育成、法人後見の取組は担い手確保の点で大きな課題と考えている。
- 後見人支援（施策 3－4）については、第三者後見人連絡会を年 3 回程度開催し、最新情報の提供や、後見人間での情報共有を行っている。また、最近では、後見人からあんしんセンターへの相談件数が増えてきている実態があり、支援の拡充が課題である。
- 不正防止効果（施策 3－5）については、専門職団体とは「権利擁護支援検討会議」のほか様々な会議体での連携ができてい一方、親族後見人に係る不正防止の相談件数がないことや、金融機関との連携は進んでいない実態がある。
- 必要な人が成年後見制度を利用できる体制の確保（施策 4）については、「権利擁護支援検討会議」を経て市長申立てを実施するとともに、経済的な理由により制度利用が困難な人へ助成を行った。第 2 次計画でも引き続き取り組んでいくが、どちらも増加傾向にあり、支援体制に課題がある。